

がんばる養殖プラン審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、がんばる養殖支援事業実施要領（令和5年7月26日付第202300096840号鳥取県農林水産部長通知。以下、「実施要領」という。）第7に基づき設置するがんばる養殖プラン審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 審査会の委員は次の職にある者のほか、外部委員4名程度で構成する。
鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課長

(委員)

第3条 外部委員は、その審査する事項に関する知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置き、委員長は水産振興課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の開催)

第5条 委員長は、プラン認定申請書又は、事業費の増額を伴うプラン変更申請書の提出があった後、速やかに審査会を召集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、出席予定委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(審査方法)

第6条 審査会は、原則、プラン申請者が行う説明により審査するものとする。

- 2 審査会は、実施要領第3のプランの要件に照らし合わせ、別紙1の「がんばる養殖プラン審査票」により、プランの認定の適否を審査する。
- 3 委員長は、審査結果を速やかにプラン申請者に報告し、その際、否とする場合にあっては、その理由を付さなければならない。
- 4 委員長は、審査結果を別紙2の「審査の基準」に照らして適否を判断し、その際、否とする場合にあっては、その理由を付さなければならない。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査の基準及び審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月16日より施行する。